

京都市消防団専用アプリケーション実証業務委託仕様書

第1 委託業務名

京都市消防団専用アプリケーション実証業務

第2 事業目的

京都市消防団は、地域防災の中核として重要な役割を担っているが、近年、人口減少に伴う社会環境の変化や団員の高齢化、消防団員数の減少等活動の担い手不足が課題となっている。また、消防団活動に伴う報告業務や各種事務手続きについては、紙や対面を前提とした運用が多く、特定の団員に業務負担が集中するなど、消防団員の負担感の増大につながっている。

令和7年度は、消防団活動に関するアンケート調査、業務フロー整理等を実施し、消防団業務における課題の抽出及び業務改善の方向性の整理を行った。

令和8年度は、これらの検討結果を踏まえ、消防団業務のデジタル化を推進するための消防団専用アプリケーション（以下「アプリ」という。）の構築及び試行運用を実施し、その有効性及び運用課題を検証する。

本業務は、アプリの試行運用を行い、令和9年度以降の本格導入に向けた運用基盤の整備及び改善事項の整理を目的とする。

第3 委託期間

契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで

第4 委託金額の上限

22,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

※ 本業務に必要な人件費、ライセンス費、システム構築費、試行運用費、研修費、報告書作成費、交通費その他業務実施に係る一切の費用を含むものとする。

第5 業務の内容

受託者は、消防団業務のDX推進を目的として、アプリの設計・構築、試行運用支援等を実施するものとする。本業務は、次に掲げる業務により構成する。

なお、業務の詳細については、本市と受託者が協議のうえ決定するものとする。

1 業務設計・要件整理

アプリを導入するにあたって、以下の必要な業務設計及び要件整理を実施すること。

- (1) デジタル化対象業務の整理
- (2) アプリ利用時の業務フローの作成
- (3) 消防団業務の標準様式設計
- (4) アプリ利用時の業務設計

2 アプリの設計・構築

消防団員がスマートフォン等から、利用可能な以下のアプリの設計及び構築を行うこと。

- (1) アプリ実装方式の検討
- (2) UI/UX 検討
- (3) アプリケーションの構築

- (4) プロトタイプの開発
- (5) 動作検証及びテストの実施

3 アプリの試行運用

消防分団等を対象にアプリの試行運用を実施し、運用上の課題及び改善点の把握を行うこと。また、試行運用期間中における問い合わせ対応を実施すること。

- (1) 試行対象消防分団の選定支援
- (2) 試行対象消防分団、消防署及び消防局での試行運用
- (3) 操作性・利便性の評価
- (4) 利用者からの意見収集
- (5) UI/UX改善

4 アプリの修正・運用フローの改善・操作研修の実施

試行運用により得られた課題を踏まえ、アプリの機能改修及び運用フローの改善を実施すること。

- (1) 機能改修
- (2) 運用フローの整理
- (3) 操作研修の実施

5 報告

本業務の実施状況及び成果について、必要に応じて本市へ報告を行うこと。また、成果確認のため、次の報告会を実施すること。

- (1) 令和8年度上半 中間報告会
- (2) 令和8年度下半 最終報告会

第6 アプリの実装要件

アプリは、消防職員及び消防団員による利用を想定するものであり、消防団員が個人所有のスマートフォンから利用できる環境を前提として構築すること。

本アプリの利用者は、消防職員及び消防団員とし、消防職員については消防団業務に従事する消防局本部職員及び消防署職員、消防団員については基本団員の利用を想定する。

アプリには、次に掲げる機能を実装すること。また、将来的な機能追加及び業務拡張に対応可能な構成とすること。機能の詳細については、本市と受託者が協議のうえ決定するものとする。

本業務の検証結果を踏まえ、令和9年度以降の本格運用に向けた予算措置を検討するものとする。また、本格運用への移行を見据え、採択事業者が変更された場合にも、継続的な利用が可能となる構成とすること。

1 活動報告機能

消防団員が災害活動及び業務活動の内容を入力し、消防署へ報告できる機能を有すること。

- (1) 災害活動報告機能（活動日時・内容や履歴の確認等）
- (2) 業務活動報告機能（活動日時・内容や履歴の確認等）

2 出動可否回答機能

消防団員が災害出動要請に対し、出動可否を回答できる機能を有すること。

- (1) 出動可否の回答
- (2) 現場到着予定時間の入力

3 出動履歴管理機能

消防団員の出動履歴を記録及び確認できる機能を有すること。

- (1) 出動履歴の記録・確認
- (2) 管理者による履歴確認

4 行事管理機能

消防団行事の日程及び内容を確認し、参加可否を回答できる機能を有すること。

- (1) 行事日程・内容の確認
- (2) 行事参加の回答
- (3) 参加状況の管理

5 通知機能

消防署及び消防団からの通知を消防団員へ配信できる機能を有すること。

- (1) 通知の配信
- (2) 通知の閲覧

6 資料閲覧機能

消防局、消防署及び消防団が教育資料等を格納し、消防団員が当該資料を閲覧できる機能を有すること。

なお、教育資料は、PDF形式の資料及び研修動画等を想定している。

- (1) 教育資料の格納
- (2) 資料の閲覧

7 給貸与品等申請機能

消防団員が給貸与品申請、装備品の申請を行うことができる機能を有すること。

- (1) 給貸与品等の申請
- (2) 申請履歴の確認

8 報酬等確認機能

消防団員が自身の報酬に関する情報を確認できる機能を有すること。

9 消防団員教育等受講申込機能

消防団員が消防団員教育等（各消防署で実施する各種教育・祭礼警備等の参加人員の報告を含む）の申込み、参加報告等を行うことができる機能を有すること。

第7 効果測定及び評価

試行運用終了後、消防団員及び消防職員へのアンケート及びヒアリングを実施するとともに、アプリの導入による効果について検証を行うこと。

- 1 試行運用後のアンケートの実施
- 2 利用状況の分析

- 3 操作性の評価
- 4 業務負担軽減効果の分析

第8 本格導入に向けた整理

令和9年度の本格導入に向け、以下の必要な運用体制及び運用基盤の整理並びに改善事項の整理を行うこと。

- 1 運用ガイドラインの作成
- 2 操作マニュアルの作成
- 3 利用者向けの説明会の実施
- 4 利用者等からの質問への都度対応
- 5 改善項目の整理
- 6 本格導入に向けた課題の整理
- 7 次年度導入計画及び予算の提案

第9 KPI（成果指標）について

KPIの達成状況を把握するため、アンケート等を実施すること。本業務における成果指標(KPI)は、次のとおりとする。

○アウトカム指標

指標	目標値
報告業務の負担が軽減したと感じる割合	70%以上
入力作業が楽になったと感じる割合	70%以上
本格導入すれば有効と感じる割合	80%以上

○アウトプット指標

指標	目標値
試行実施回数	13回以上
アプリへの業務展開数	4業務以上
試行後のアンケート回収率	80%以上

第10 実施スケジュール

本業務の想定スケジュールは、概ね次のとおりとする。ただし、具体的な実施時期及び内容については、本市と受託者が協議のうえ決定するものとする。

- 令和8年5月～6月 業務設計、要件整理、アプリの設計
- 令和8年7月～11月 アプリ構築、試行運用
- 令和8年12月～令和9年1月 アプリの修正・運用フローの改善等

第11 成果物

- 1 業務実施計画書
- 2 アプリ設計書
- 3 試行運用報告書
- 4 操作マニュアル
- 5 運用ガイドライン

- 6 効果検証報告書
- 7 事業完了報告書

第12 遵守事項

- 1 全ての業務において、本市と事前に協議を行い進めること。
- 2 受託者は、当該委託業務を処理するための個人情報の取扱いについて、京都市消防局個人情報保護制度の趣旨に基づき、適正に取り扱うこと。
- 3 受託者の責により発生した作業は、受託者が費用を負担すること。
- 4 受託者が業務の実施に伴い、第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその損害を賠償しなければならない。
- 5 受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。
- 6 不要となったデータやプログラム等は、完全に消去し、再利用できないように処分すること。
- 7 新たに発生した設計書類等及び開発部分（市販の汎用アプリケーション等パッケージソフトに帰属する部分を除く）の著作権やその他制作物に関する権利については、本市に帰属するものとし、受託事業者は成果物に関する著作権者人格権を行使しない。
- 8 第三者が権利を有する著作物又は知的所有権等を利用する場合は、受託事業者の責任において、その権利の使用に必要な費用を負担し、使用許諾契約に係わる一切の手続を行うこと。
- 9 本市が定める条例や規則、関係基準等を遵守すること。
- 10 委託業務が完了したときは、業務完了報告書を本市に提出すること。
- 11 本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、本市と協議し、その決定に従うこと。

第13 問合せ先及び提出先

京都市消防局 消防団・自主防災推進室（担当：采女、鳥居）

〒604-0931

京都市中京区押小路通河原町西入榎木町450番地の2

電話：075-212-6696

FAX：075-212-6958

メール：kyoyo-shobo@city.kyoto.lg.jp